

23 10 20  
2024年 10月 20日

## 株式会社 シバオ 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、男女ともに働きやすい職場環境を整備することによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 : 2024年 1月 1日 ~ 2026年12月31日までの3年間

### 2. 内容

目標1 : 社員の平均勤続年数を14年以上とする。

#### 【対策】

- ・2024年 4月~ 会社施設（トイレ、更衣室等）の整備を行い、職場環境の改善に着手する。
- ・2024年 4月~ 個々のライフバランスに合わせた働き方を選択できるように就業規則の整備（地域貢献活動、子ども行事等に利用できる特別休暇制度、有給休暇の計画的付与制度など）や育児短時間勤務制度等の周知・利用促進を行う。また、スキルアップに資する研修・セミナーへの参加について積極的に支援する。
- ・2025年 1月~ 勤続年数について再集計を行い、前年対比や社員へ意識調査を行い、必要に応じて改善策を講じる。  
※毎年1月および7月に集計・意識調査を行い、改善策を講じるものとする。

目標2 : 年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間12日以上とする。

#### 【対策】

- ・2024年 1月~ 2023年10月現在で1人当たり平均年間10日程度である年次有給休暇の取得日数について、現況把握を行ったうえで、社内会議等において計画的付与制度・時間単位の年次有給休暇制度の導入をはじめ、取得促進に向けた取り組みを検討する。
- ・2024年 4月~ 就業規則の改訂・労使協定の締結等を行い、年次有給休暇の取得促進に関する社内環境を整備する。また、配布・掲示物や社内会議等で社員に対して周知や意識共有を行う。
- ・2025年 1月~ 年次有給休暇の年間取得日数について再集計を行い、前年対比や社員への意識調査を行う。必要に応じて改善策を講じ、年次有給休暇の取得促進を図る。  
※毎年1月および7月に集計・意識調査を行い、改善策を講じるものとする。

### 目標3：育児休業の取得を促進する。

#### 【 対 策 】

- ・ 2024年 1月～ 育児休業の取得や制度の説明等に関して、社内相談窓口を設置する。
- ・ 2024年 4月～ 職場において育児休業を取得した社員の業務カバー体制を検討（代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制など）し、課題の洗い出し等を行う。
- ・ 2024年 7月～ 必要に応じて業務カバー体制の改善等を行い、実施する。